

住宅用地に対する課税標準の特例と申告について

問 財務課 町税係 ☎62-9124

【住宅用地の特例とは】

住宅用地（人が住居している家屋等がある敷地）については、その税負担を軽減する必要から固定資産税の課税標準の特例措置が設けられています。軽減割合は下記の小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例が適用されます。

区分	土地の利用状況と面積区分		課税標準額
小規模住宅用地	住宅の敷地	200m ² 以下の部分	価格×1/6
		200m ² を越える部分 (家屋の床面積の10倍まで)	価格×1/3



【住宅用地の申告】

土地の所有者は、住宅用地に対する課税標準の特例に関して、次のような場合には申告が必要となります。

- ① 所有の土地の住宅に居住者の異動があった場合や、人が住まなくなった場合
- ② 住宅を新築し、その敷地が新たに住宅用地になった場合
- ③ 事務所・店舗などを住宅に改築または用途変更し、その敷地が住宅用地になった場合
- ④ 住宅を取り壊し、その敷地が住宅用地でなくなった場合
- ⑤ 住宅を事務所・店舗などに改築または用途変更し、その敷地が住宅用地ではなくなった場合

※申告期限等：土地の所有者は上記内容に変更があった場合、翌年1月31日までに申告をお願いします。
なお、申請書類は町ホームページからもダウンロードできます。

「コミュニティ助成事業」は 地域のコミュニティ活動を応援します

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

コミュニティ助成事業は、財団法人 自治総合センターが、宝くじ社会貢献広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報事業を行うための助成事業です。

今年度の財団法人 自治総合センターの助成事業は上篠木区と若宮区が、助成対象団体に選定されました。

●財団法人 自治総合センターの助成事業



上篠木区

【整備された備品】

- ・カラー複合機
- ・デジタルテレビ
- ・ブルーレイレコーダー
- ・パソコン
- ・会議用机・イス 他



若宮区

【整備された備品】

- ・液晶テレビ
- ・ブルーレイレコーダー
- ・カラー複合機
- ・ノートパソコン
- ・プロジェクター
- ・会議用机・イス 他

コミュニティ助成事業には、以下のメニューがあります。

- (1)一般コミュニティ助成事業 (2)コミュニティセンター助成事業 (3)地域防災組織育成助成事業
- (4)青少年健全育成助成事業 (5)共生の地域づくり助成事業 (6)地域の芸術環境づくり助成事業
- (7)地域国際化推進助成事業 (8)活力ある地域づくり助成事業

「一般コミュニティ事業」は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業です。助成の対象は、地域づくり・まちづくりに対し積極的に取り組む自治会（区）や、町が認めた団体などです。

コミュニティ助成事業は、地域文化の振興、コミュニティ活動の支援など、地域振興のための様々な支援を行っています。地域のコミュニティ活動の推進のため、助成事業を有効に活用しましょう。

コミュニティ助成事業の詳細についてはこちらをご覧ください。

財団法人 自治総合センターのホームページ URL <http://www.jichi-sogo.jp/>

